

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は、消費税及び地方消費税（1円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
契約条項の定めるところによる。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約は、公社において行う。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、事務局と協議すること。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 提出のあった各提案書は、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、一般社団法人東紀州地域振興公社情報公開実施規程に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、当該部分を明記すること。